

刈谷市物品等電子入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において刈谷市入札心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、刈谷市入札心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムの3つで構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称（以下「電子調達システム」という。）をいう。

(2) 電子入札

電子調達システムを利用して行う入札（見積りを含む。）・開札等の手続をいう。

(3) 紙入札

電子調達システムを利用しないで書面により行う入札（見積りを含む。）・開札等の手続をいう。

(4) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子調達システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(5) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

(6) 電子証明書

電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。

(7) ICカード

電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(8) ID

電子入札に参加しようとする者が、電子調達システムにより、入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(9) 物品

刈谷市物品購入等事務取扱要領に規定する物品（以下「物品」という。）のうち予定価格が80万円を超えるもの及びオープンカウンタを利用して調達するものをいう。

(10) その他委託

刈谷市工事施行に関する事務取扱要領第2条第1号に規定する委託業務のうち、その他委託の一部（樹木管理業務委託及び公園管理業務委託等をいう。）及び刈谷市清掃委託事務取扱要領に基づく委託をいう。

(11) 契約担当者

刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

(12) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札及び見積りをした者が2者以上あるときに、電子調達システムの機能を使用して落札者及び見積りの採用者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、契約担当者が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

区 分	契約方式
物品購入及びその他委託	・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ オープンカウンタ（公開見積競争）

(電子入札を利用できる者)

第5条 電子入札を利用できる者は、刈谷市に競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札を利用しようとする者は、前項の資格認定後、電子調達システムにおいて交付されるID、パスワード（初期パスワードを変更していない場合にあっては、変更後のパスワード）を使用するものとする。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札に参加しようとする者（オープンカウンタの場合を除く。）は、電子調達システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合

登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は刈谷市の入札参加資格者名簿に登録された個人若しくは法人の代表者とする。ただし、代表者から刈谷市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、電子調達システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカード

に更新しなければならない。

(ICカードの不正使用等における取扱い)

第8条 入札参加者が、ICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格を取消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定を取消す。

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約を解除する。

(案件登録等)

第9条 契約担当者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子調達システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第10条 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 提出方法

一般競争入札に参加しようとする者は、電子調達システムにより電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を申請期間内に提出しなければならない。

(2) 資料の提出

入札参加者は、一般競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「資料」という。)を電子調達システムにより申請書に添付して提出しなければならない。この場合に提出する資料の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、第31条第3号に準ずるものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(3) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合は、書面による資料を郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書の申請期間内に契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(入札参加申込受付票)

第11条 前条の申請書の提出後、電子調達システムにより競争入札参加資格確認通知書(様式2)が資格有りで発行されるが、これは入札参加申込受付票と読み替えるものとする。

(指名の通知)

第12条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとするときは、契約規則第22条第2

項に掲げる事項を記載した指名通知書（様式3）を電子調達システムにより送信するものとする。

- 2 指名の通知を受けた者は、電子調達システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

（入札書の提出）

第13条 入札参加者は、電子調達システムにより入札書（見積書を含む。第26条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。）を作成し、電子署名等を付した上で、入札受付期間内に契約担当者へ提出しなければならない。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子調達システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

（資格確認）

第14条 一般競争入札を行う場合においては、開札後、落札候補者は速やかに参加資格要件を確認できる資料（資格者証の写し、実績が確認できる図書類等をいう。）を契約担当者へ提出しなければならない。

- 2 前項の確認は、開札後、入札金額の低い順に参加資格要件を確認し、当該要件を満たしている「適格者」が確認できるまで確認を行うものとする。
- 3 第1項の確認は、開札日から起算して原則4日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行わなければならない。

（積算内訳書の提出）

第15条 その他委託業務の入札には、電子調達システムにより入札書に積算内訳書を添付し提出しなければならない。なお、積算内訳書の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第31条第3号に準ずるものとする。ただし、3MBを超える場合は、入札書に契約担当者が指示する様式を添付のうえ、開札後、書面による資料を速やかに提出するものとする。

（紙入札の承認）

第16条 紙入札での参加を希望する者（第12条に規定する指名の通知を受けた者を除く。）は、入札受付期間終了時まで紙入札参加承認願（様式4）（以下「承認願」という。）により契約担当者の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、契約担当者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

（1）ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

（2）ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

（3）パソコン等のシステム障害

（4）前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない事由があるものと認められる場合

- 3 契約担当者は、紙入札での参加を承認する場合は、紙入札承認通知書（様式5）により、不承認の場合は紙入札不承認通知書（様式6）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

- 4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子

調達システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子調達システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

第17条 紙入札の承認願、書面による申請書及び入札書（様式7）は、契約担当者へ提出するものとする。

2 前項の規定により提出する書類には、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑を押印して提出するものとする。

3 書面による申請書、入札書の受付期間内については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第18条 入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子調達システムにより、契約担当者へ辞退届（様式8の1）（第26条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届（様式8の2））を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により辞退届を提出するものとする。この場合において、前条第2項の規定に準ずるものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札参加資格の失効)

第19条 落札決定の日までに入札参加資格停止の処分又は排除措置を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は無効とする。

(入札の中止)

第20条 契約担当者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、契約担当者は、電子調達システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第21条 契約担当者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子調達システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、日時変更通知書（様式9）を送信するものとする。

(開札)

第22条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合、契約担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子調達システムに入力した後に開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたもの

とみなす。

(落札者の決定の通知)

第24条 落札者を決定した場合は、契約担当者は入札参加者に対し、電子調達システムにより落札決定通知書(様式10)を送信するものとする。

(保留の通知)

第25条 契約担当者は、開札後、ただちに落札者を決定することができない場合は、入札参加者全員に対し、電子調達システムにより、保留通知書(様式11)を送信するものとする。

(再度入札)

第26条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき)は、再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに契約担当者が指定し、電子調達システムにより再入札通知書(様式12)を送信するものとする。
- 3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、契約担当者へ持参提出することで再度入札に参加できるものとする。
- 4 再度入札の回数については、2回とする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第27条 契約担当者は、落札者がなく不調となった場合は、入札参加者全員に対し、電子調達システムにより不調通知書(様式13)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第28条 紙入札参加者に対する第20条第2項、第21条、第24条、第25条、第26条第2項及び第27条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第29条 契約担当者は、電子入札を実施した場合は、その結果を電子調達システムに登録し公表するものとする。

(電子調達システムによる提出)

第30条 電子調達システムにより送信された申請書、入札書、辞退届は、電子調達システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

- 2 入札参加者は、これらのサーバへの到達を入札参加者の使用するパソコンに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

第31条 入札参加者は、契約担当者へ資料を提出する場合は、原則として電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIP形式に限定するものとする。自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のとおりとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word97以降2003以前のバージョンで作成したWord文書ファイル又はMicrosoft Word2007で作成し「Word97-2003文書」形式で保存したファイル
Microsoft Excel	Microsoft Excel97以降2003以前のバージョンで作成したExcelブック又はMicrosoft Excel2007で作成し「Excel97-2003ブック」形式で保存したファイル
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの） ・画像ファイル（JPEG又はGIF形式） ・その他、契約担当者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

4 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。

5 契約担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

6 電子ファイルによる送信ができない場合については、契約担当者の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子調達システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第32条 契約規則第12条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (4) 入札において積算内訳書等の資料の提出を求めたにもかかわらずこれを提出しない者
のした入札

(障害時等の対応)

第33条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子調達システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子調達システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと契約担当者が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

2 紙入札へ変更する場合は、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式14）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子調達システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。

(3) 既に送信された入札書は無効とすること。

(4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

(5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(委任)

第34条 この要領に定めるもののほか、物品等の電子入札に関し、必要な事項は、契約担当者が定める。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。